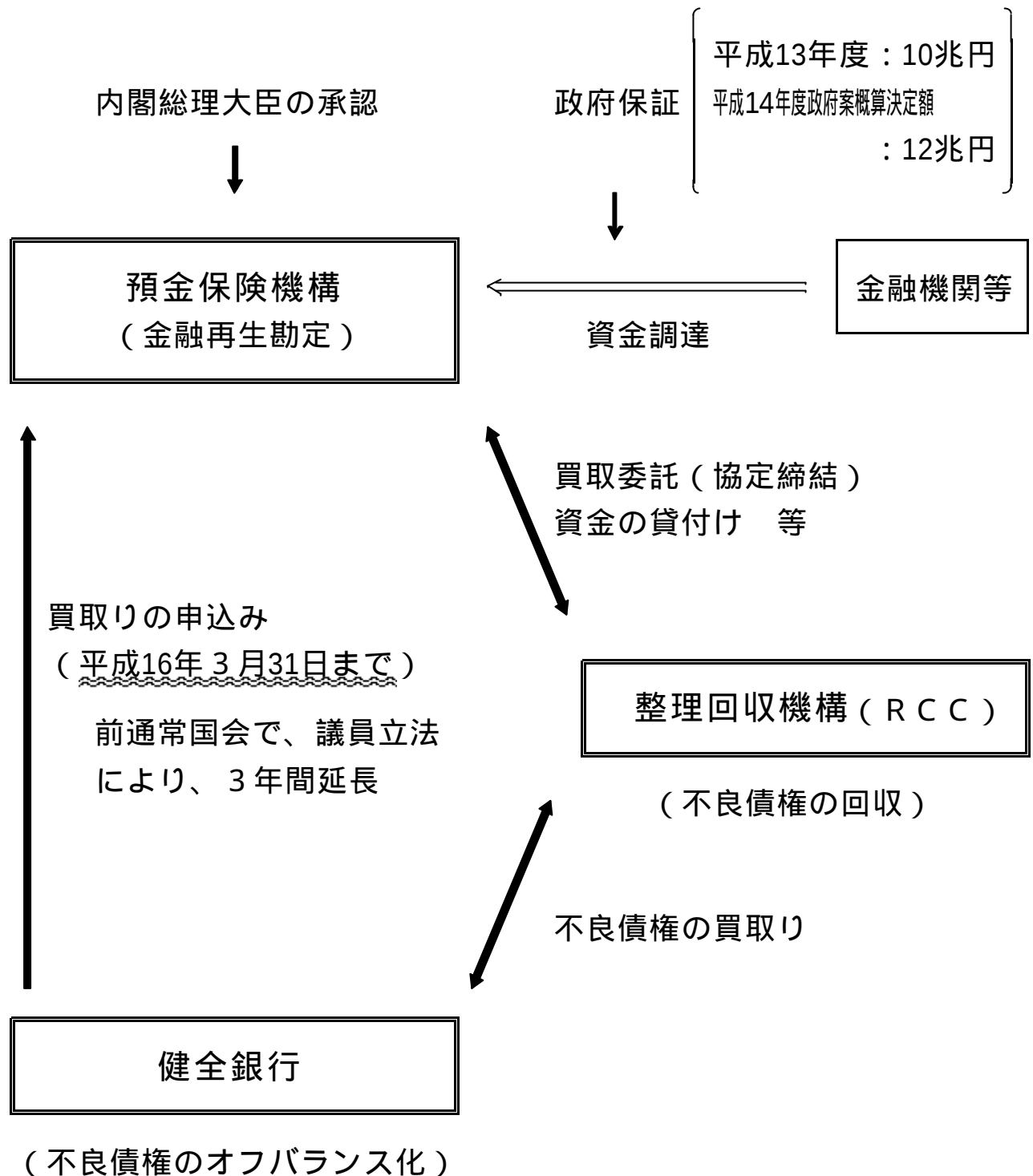


RCCによる健全銀行の不良債権買取り業務 (金融再生法)

○不良債権買取りスキーム (金融再生法第53条)



金融再生法の改正の概要

(与党3党による議員提案)

- 1 買取価格を時価とする価格決定方式の弾力化
- 2 入札への参加を可能とする買取方法の多様化
- 3 預金保険機構とRCCとの協定に、買い取った不良債権の処理に関する規定を新設。具体的には、
処分方法の多様化
資産の性質に応じ、経済情勢、債務者の状況等を考慮し、当該資産の買取りから可能な限り3年を目途として回収又は譲渡その他の処分を行なうよう努めること。
債務者の再生の可能性を早期に見極め、その可能性のある債務者については速やかな再生に努めること。

不良債権処理におけるRCCの役割

